

9. 施策のスケジュール・活動指標

施策の柱	事業の方針	事業	方策	スケジュール										活動指標		
				H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37			
たのしむ	「自転車に健康に！心も体もリフレッシュ。」 「自転車のまち」の魅力発信	①自転車レース・イベントの開催	①-1 国際的サイクルレースの開催	継続推進										年1回の継続開催		
			①-2 市民サイクルイベントの開催・支援	継続推進										イベント開催・支援数5回/年以上		
		②サイクリングコースの環境整備	②-1 レクリエーションルートの整備	調査・計画	継続推進							整備実施			平成32年度までに整備	
			②-2 サイクリングマップの作成	調査・作成・配付	継続推進										平成30年度までにマップを作成	
		③自転車のまちの魅力向上	③-1 自転車のまちの情報発信（ホームページ、SNS等の活用）、官民連携による企画検討	検討・整備	継続推進										平成29年度までに、情報発信サイトを開設	
			③-2 サイクルパークの設置	検討・調査	基本計画	実施計画	整備実施								検討結果を踏まえ、平成31年度までに、基本計画を策定	
		④コミュニティサイクル事業の推進	④-1 コミュニティサイクルの利用促進・エリア拡大	継続推進	継続推進							検討・整備			平成29年度までにエリア拡大を実施	
			④-2 コミュニティサイクルの車両多様化	検討・調査（導入）	継続推進										検討結果を踏まえ、平成30年度までに車両多様化の導入	
		まもる	「悲しい事故をゼロに。」 「自転車の安全な利用」の推進	①交通安全教育の推進	①-1 幅広い世代への交通安全教室の実施	継続推進										250回/年、2万人/年以上に対し、交通安全教室を実施
					①-2 スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室の実施	継続推進										全ての市立中・高等学校を対象に、3年間で、交通安全教室を実施
①-3 子ども自転車運転免許制度	継続推進										全ての市立小学校を対象（原則として小学4年生）に、安全講習の開催、免許証の交付					
②正しい自転車利用の啓発	②-1 ルール・マナーの意識啓発のためのサイン設置			調査	整備実施										自転車通行環境帯の整備と併せた、サイン設置（整備路線で実施）	
	②-2 自転車保険加入、ヘルメット着用、自転車整備方法の周知・普及促進			継続推進										交通安全教室での周知、2万人/年以上		
	②-3 自転車安全利用の人材育成			継続推進										電動アシスト自転車の貸し出し等と併せ、自転車利用模範推進員の任命（200人/年以上）		
	②-4 自転車安全利用に関する広報・啓発			継続推進										自転車安全利用啓発活動の実施、1万3千人/年以上実施		

施策の柱	事業の方針	事業	方策	スケジュール										活動指標		
				H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37			
はしる	「快適な自転車ライフ」の実現 自転車って便利!	①自転車通行環境の整備	①-1 自転車ネットワーク路線の整備	継続推進										平成35年度までに、約200kmを整備		
			①-2 交差点等危険箇所の重点的な改善	継続推進										交差点等危険箇所の対策メニューの作成		
		②公共交通機関との連携	②-1 交通結節点の環境整備	検討・調査		連携事業実施								検討結果を踏まえ、平成31年度からバス・鉄道事業者との連携事業を実施		
				③自転車利用の促進	③-1 サイクルサポート施設の認定・設置	調査・整備	継続推進									平成29年度までに、市内全域でサイクルサポート施設の開設
		③-2 電動アシスト付自転車等の利用啓発	継続推進										電動アシスト自転車貸出(200台/年)の実施			
		③-3 自転車利用促進事業者認定制度の導入	検討・調査		(導入)									検討結果を踏まえ、平成32年度までに導入		
		③-4 自転車利用優遇制度の導入	検討・調査		(導入)									検討結果を踏まえ、平成32年度までに導入		
		③-5 新たな自転車車両の普及・研究	検討・調査		(導入)									検討結果を踏まえ、平成32年度から、タンDEM自転車等の活用を実施		
		とめる	「モラルを持って!」 「適正な駐輪」の推進	①駐輪場の利便性向上(利用しやすさ)	①-1 駐輪場の適正配置の推進	検討・調査	整備推進									検討結果を踏まえ、平成30年度から主要駅の適正配置計画の推進
					①-2 民間事業者による駐輪場整備の支援	継続推進										民営駐輪場の新設2箇所以上、300台以上
①-3 駐輪需要を生じさせる施設等の整備に併せた、駐輪場の整備促進	継続推進										附置義務条例及び設置基準に準じた、適正規模の使いやすい駐輪スペースの確保					
①-4 駐輪優遇制度の導入	検討・調査				(導入)									検討結果を踏まえ、平成32年度までに導入		
①-5 駐輪場の情報発信の充実	継続推進										案内システムのアクセス1万4千件/月以上					
①-6 利用者サービスの充実	継続推進										全市営駐輪場での、付加サービス機能の向上					
②放置自転車の解消	②-1 放置自転車対策(指導・撤去・啓発)の強化			継続推進										放置自転車台数調査毎年実施		
	②-2 放置自転車の活用			継続推進										開発途上国への120台/年の譲与		

個別の方策 (: 重点的に取り組む方策)

10. 計画の推進方法

- 各事業について、1年毎に進捗状況を確認します。また、自転車利用率や自転車事故、満足度について、5年毎に計画目標の達成状況を評価します。
- 市民・事業者・行政が連携する「協議会」を設置し、事業展開や実施状況の確認、情報共有、実施事業の発信、協議などを行います。
- 進捗管理として、PDCAサイクルを回す中で5年間の取組を一つの区切りとし、事業成果や計画目標の達成状況を確認し、後期事業内容の見直しや次期計画へ反映します。

表 計画目標と目標の確認方法

目標達成状況	確認方法
自転車利用者の割合 (%) [頻度/目的/世代]	さいたま市民アンケート調査
自転車事故死傷者数 (人/年) [世代/事故形態]	埼玉県警
自転車に関する満足度 (%) [快適性/安全性/ルール・マナー/情報提供/市の取組]	さいたま市民アンケート調査

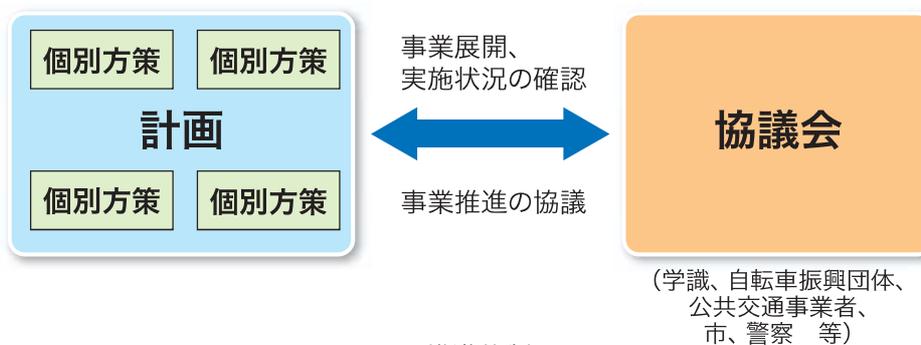


図 推進体制

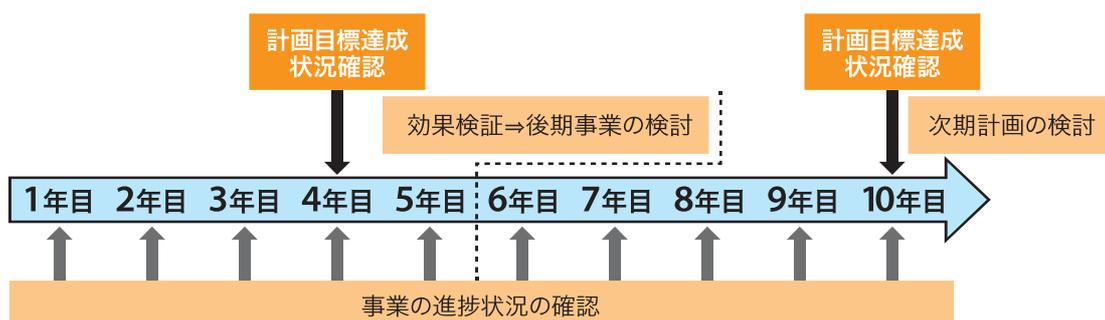


図 PDCAサイクルによる進捗管理

11. 自転車まちづくりにより期待される効果（例）

自転車のまちづくりを進めることで…



くらしはこう変わります

経済的負担の軽減



健康の保持・増進



健康的で企業・
行政の医療
負担が軽減

地域の魅力再発見



まちはこう変わります

環境にやさしいまち



歩行者に
やさしいまち



賑わいと
活気があるまち



自転車の放置がなく
景観がきれいなまち



人と環境にやさしい 安全で元気な
自転車のまちを目指します

住民にも来訪者
にも便利なまち



12. 「さいたまはーと」のネーミングに込めた3つの願い…

※さいたまの文字を自転車のデザインにあしらった、「自転車のまち さいたま」を象徴するロゴマークです。

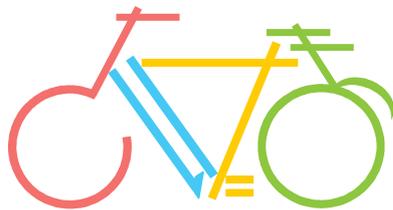
さい …サイクル

た ……たのしむ

ま ……まもる

はー …はしる

と ……とめる



1

さいたま市で、自転車を利用する全ての人々が、「楽しむ心（ハート）」や、「ルールを守る心」を持ち、自転車を活用する生活の中で、『健幸』になって欲しいという願いをこめて。

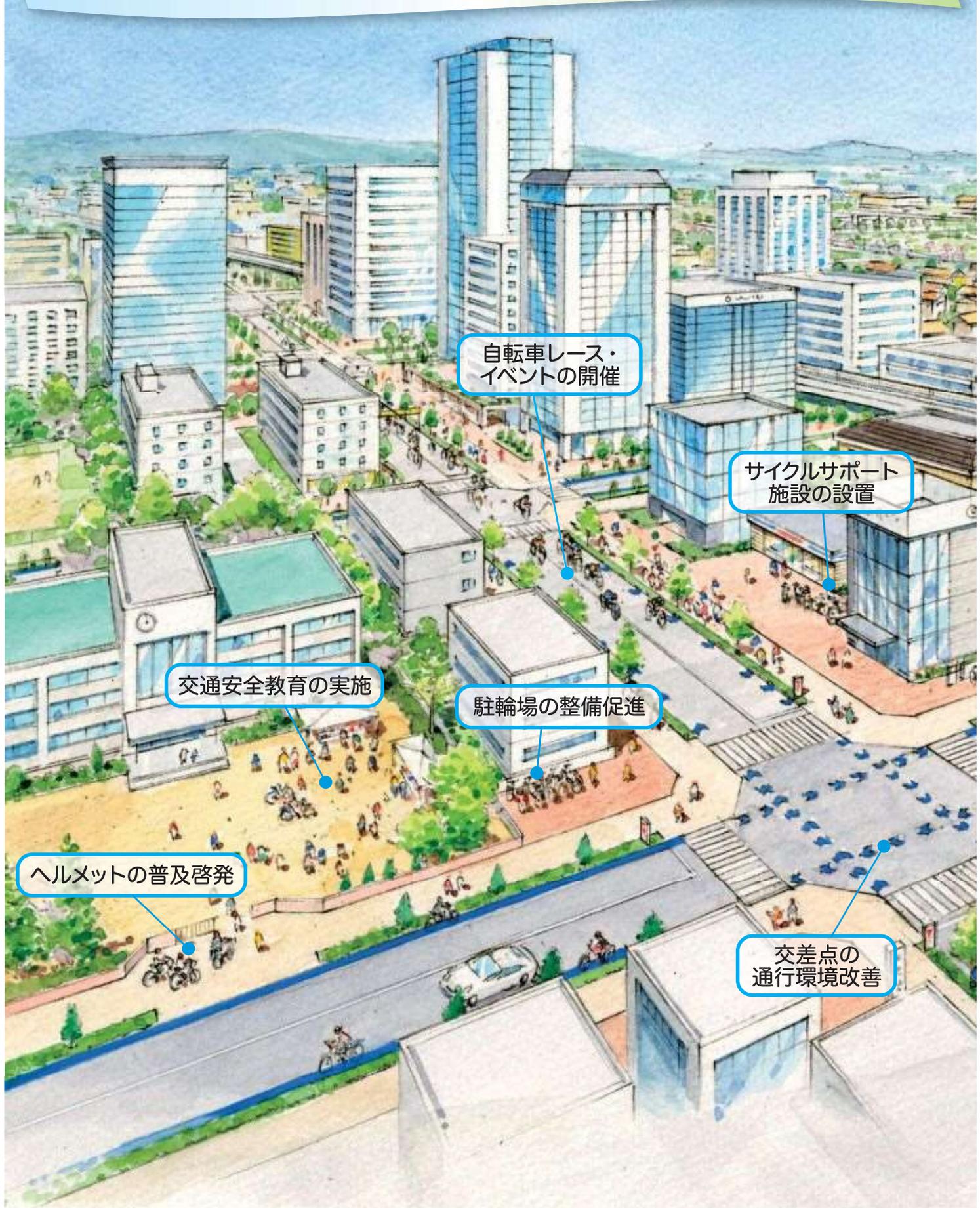
2

子供たちが、これから自転車のことを学ぶときにも、伝わりやすく、自転車がある生活に、愛着の心を持ってもらえるように。

3

さいたまはーと 周りの人を思いやりながら、自分も成長していこうとする、さいたま市の自転車利用者の心。

人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま



自転車レース・
イベントの開催

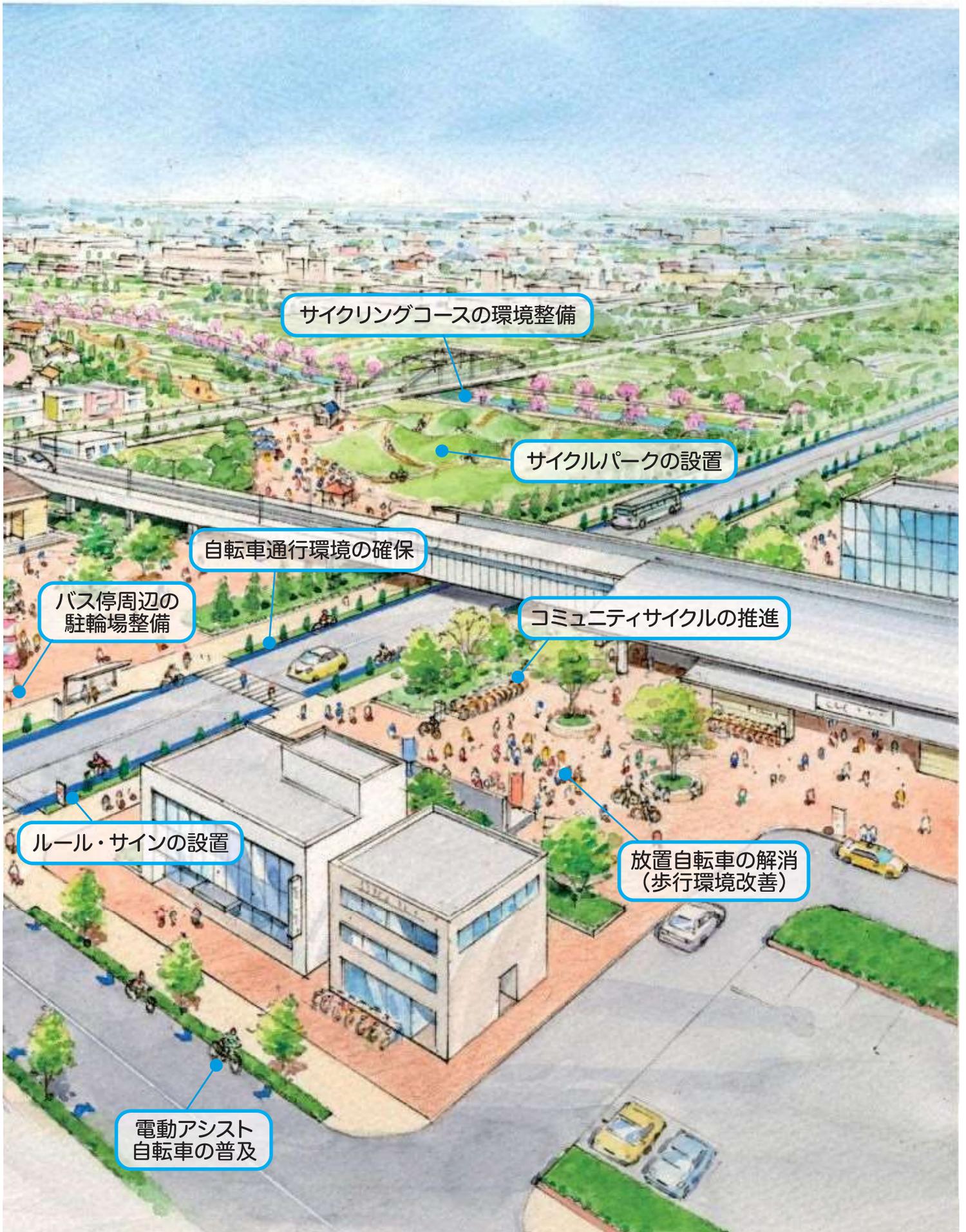
サイクルサポート
施設の設置

交通安全教育の実施

駐輪場の整備促進

ヘルメットの普及啓発

交差点の
通行環境改善



サイクリングコースの環境整備

サイクルパークの設置

自転車通行環境の確保

バス停周辺の
駐輪場整備

コミュニティサイクルの推進

ルール・サインの設置

放置自転車の解消
(歩行環境改善)

電動アシスト
自転車の普及

みんなで守ろう!! 自転車利用のルール

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

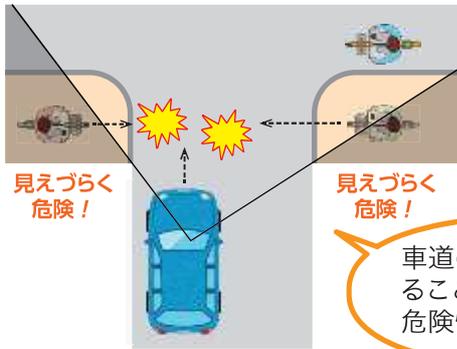
- 自転車は、車道通行が原則^(※)です。
- 車道は、ドライバーから見えやすく、クルマとの“出会い頭事故防止”につながります。



(※) 普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合

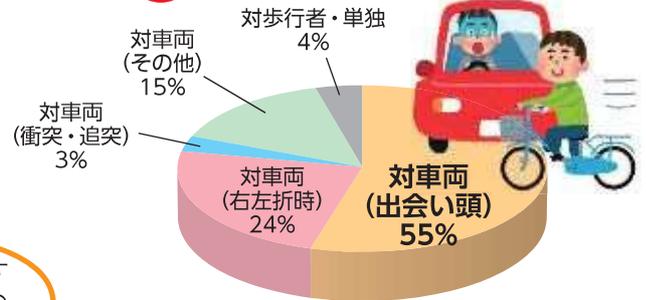
- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 車道又は交通の状況から、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないとき。

! 車道は、歩道より、ドライバーから見えやすい



車道の左側を通行(順走)することで“出会い頭事故”の危険性を少なくできます。

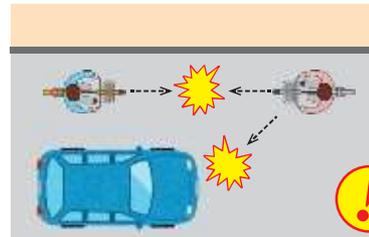
! 出会い頭事故が5割以上



[さいたま市内の自転車事故件数 埼玉県警資料、H22~26]

2 車道は左側を通行

- 車道では、左端に沿って走りましょう。
- 右側通行の“逆走”は、他の自転車やクルマと“正面衝突”する恐れがあり、とても危険です。

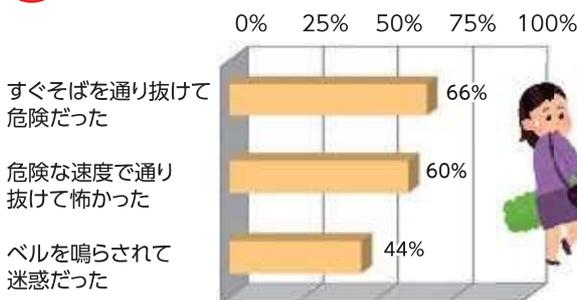


! 逆走は禁止

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

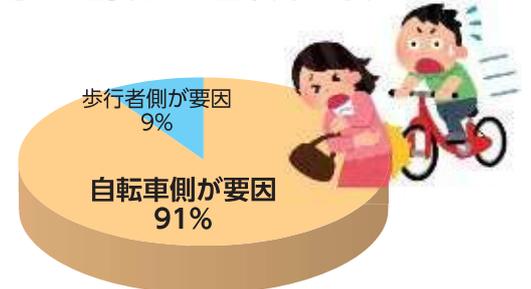
- 歩行者の通行をさまたげるときは、一旦止まりましょう。歩行者が多い時は、無理に走らず押し歩きをしましょう。
- 多くの人が“歩道上の自転車が危険”と感じています。また、歩行者との事故の殆どは、自転車側が要因になっています。

! 歩いている人が危険を感じています



[歩行者が歩道上の自転車を危険・迷惑と感じた割合 内閣府調査結果、H23.3]

! 対歩行者事故は年間46件 9割以上は自転車側が要因



[さいたま市内の自転車対歩行者事故件数 埼玉県警資料、H22~H26平均]

4 安全ルールを守る

- “飲酒運転”“二人乗り”“並進”は、禁止されています。
- 夜間は“ライト”をつけましょう。
- 交差点では“信号”を守り、“一時停止”をして、左右の安全を確認しましょう。自転車事故の多くは“交差点”で起きています。

高額賠償事例が増えています。
安心して利用するため、保険加入も大切です。

ルールを守らない“危険”な走行により、歩行者等に怪我をさせて、高額な賠償となるケースもあります。ルールを守り、備えとして“保険”に加入することも大切です。

事故の内容	賠償額
小学生が自転車で、夜間、歩行中の高齢女性と正面衝突 [神戸地方裁判所、2013.7.4判決]	9,521万円
高校生が自転車で、車道を斜め横断し、前からきた自転車と衝突 [東京地方裁判所、2008.6.5判決]	9,266万円
男性が自転車で、ペットボトル片手にブレーキをしないで、横断歩道を横断中の女性と衝突 [東京地方裁判所、2003.9.30判決]	6,779万円

[一般社団法人日本損害保険協会資料]



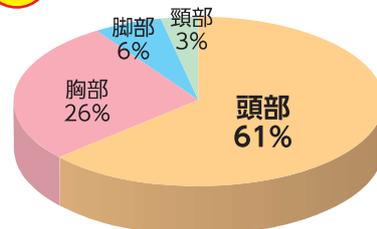
傘さし、携帯電話、イヤフォン等の“ながら運転”も禁止されています

5 子どもはヘルメットを着用

- 子どもが自転車に乗る時は“ヘルメット”をかぶらせましょう。
- 自転車の死亡事故では、“頭部損傷”の割合が高く、ヘルメット着用により被害が軽減できます。



死亡要因は頭部が6割

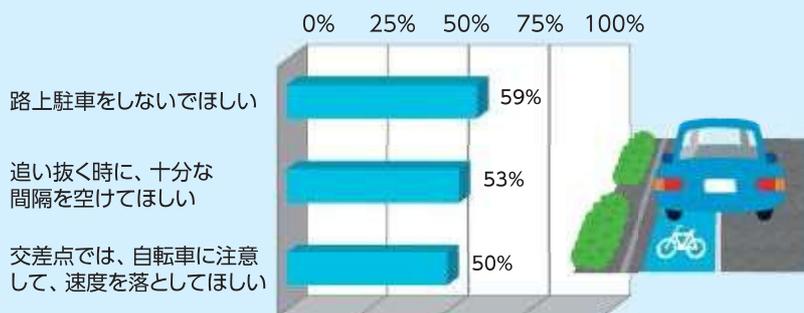


[埼玉県内の自転車事故死亡者数 埼玉県警資料、H26]

ドライバーのマナーも大切!



ドライバーの気遣いで、クルマと自転車の共存を!



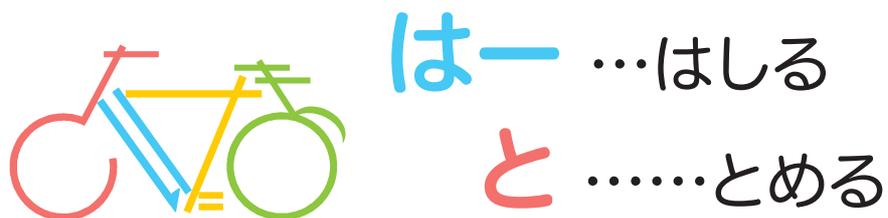
[自転車利用者からのクルマへの要望の割合 内閣府調査結果、H23.3]

- 道路が狭いときは無理に追い越さず、自転車のスピードに併せて、ゆっくり走りましょう。
- 自転車の横を通過するときは、十分に間隔をあけましょう。
- 自転車の急なブレーキや、突然の進路変更などに備えて、車間距離を保ちましょう。
- 路上駐車は、自転車走行車に対し、不便や不安を感じさせているので、ルール遵守やマナーの意識を持ちましょう。

さい …… サイクル

た …… たのしむ

ま …… まもる



発行：平成28年3月

編集：さいたま市 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1398 FAX 048-829-1979

E-mail jitensya-machizukuri-suishin@city.saitama.lg.jp